

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
8月16日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………
- 公告
 - 公共測量の実施（監理課）……………



山口県告示第百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
野島区域			総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
田布施区域			主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

山口県告示第百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和元年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政
油谷町加入区 油谷町西北部加入区 通加入区

山口県告示第百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、岩田駅前県営住宅（仮称）及び岩田駅前市営住宅（仮称）新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 岩田駅前県営住宅（仮称）及び岩田駅前市営住宅（仮称）新築工事
 - (一) 工事場所 光市大字岩田字林当地内
 - (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上四階建	二、六八七平方メートル	四〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和元年八月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

（三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一）共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

（二）申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

（三）申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

（四）申請書等の提出期間及び時間

令和元年九月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

（五）経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年九月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一三 八七〇）にすること。



（八四）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和元年七月四日から令和二年三月二十七日まで